防災・エネルギー対策特別委員会　県内行政調査

１　調 査 日　　平成27年７月29日（水）

２　調査の概要

（１） 滋賀県危機管理センター〔危機管理センターの整備状況について〕（大津市）

危機管理センターは、地震や台風・豪雨による災害、テロ、新型インフルエンザなど、県民のくらしを脅かすような事案が発生したときに、自衛隊や警察、消防、DMAT（災害派遣医療チーム)、災害ボランティアセンターなどの防災関係機関が集結し、すばやく、的確な対応を行う「危機管理の拠点」として、また、平常時には、県民のみなさんや自主防災組織が、自助・共助で危機に対応できる力を高められるよう効果的な研修や交流を行う「情報の受信・発信の場」として、現在、整備を進めているところである。

滋賀県では、平成 24 年３月に策定された危機管理センター基本計画に基づき、平成 26 年１月より本体建築工事に着手し、平成 27 年７月７日に建物の引渡しを受け、今後は、設備等の整備を図り、来年１月の供用開始を目指すものである。

このことから、建物の引渡しを受けた、危機管理センターの建物の構造や今後の整備状況について調査を行った。

（２）いぶきグリーンエナジー株式会社バイオマス発電所

〔県内初の木質バイオマス発電所の現状について〕（米原市）

木質バイオマス発電は、木材を燃やして電力を得るため、石油や石炭などを使用する火力発電の構造であるが、樹木は比較的短期間で育つため、再生可能エネルギーに分類されている。

また、森林を構成する個々の樹木等は、光合成によって大気中の二酸化炭素の吸収・固定を行っていることから、発電で発生した二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で再び樹木に吸収されることとなる。

いぶきグリーンエナジー株式会社は、平成 25 年６月に経済産業省から再生可能エネルギーの固定買取制度の設備認定を取得し、平成 27 年１月から木質バイオマス発電所の営業運転を開始した。当該発電所は、木材建築物の廃材や木製品の製造工程で生じる木くずなどを燃料とし、最大発電量 3,550 キロワット（うち 550 キロワットは施設内で自己消費）、年間３億円の売り上げを見込んでいる。

このことから、県内第１号の木質バイオマス発電所の施設概要や運営状況、課題等について調査を行った。